

第5回 法廷だより

4月15日、第5回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

今回は原告側から、当会の共同代表・清水晶子さんと佐藤英行さんの意見陳述があり、また準備書面(6)(7)(8)とこれから書面に関する書証を提出しました。

今回は100名を超える
傍聴希望者が殺到！

4月15日午後2時から、札幌地裁805号法廷で、第5回口頭弁論期日が開かれまし



た。この裁判の期日は、毎回、傍聴席の数を上回る傍聴希望者がいるため、抽選が行われるのですが、今回は100名を越す傍聴希望者が！半数近くの方が傍聴できなかったのですが、傍聴希望者が多いということは、充実した裁判実現のためにもとても大切なことなのです。次回以降も、皆さまぜひ傍聴に来てもらえればと思います。

期日では、原告側から、準備書面(6)(7)(8)とこれら書面に関連する書証が提出されました(ちなみに、準備書面(6)というのとは、この裁判で提出された6番目の準備書面ということになります)。被告側からは、特に何も提出されませんでした。

原子炉内の損傷防止策や事故防止対策などが不十分と指摘

原告側の準備書面(6)では、泊原発の構造上の危険に関連した主張と、改めての被告に対する求釈明を行っていました。原子炉内は、脆性破壊、応力腐食割れなどを原因とする損傷が不可避であり、そうした損傷の防止策、対処策は不十分であることを指摘しています。また、準備書面(7)では、被告が主張する泊原発の事故防止対策が、津波対策に終始しており地震そのものの対策はほとんど見られないこと、実際取られた対策や今後予定されている対策も非常に不十分であることについて述べています。

準備書面(8)については、パワーポイントを使つてのプレゼンテーションが行われました。まず断層や活断層といったものがどのようなものかわかりやすい説明がなされ、その上で、泊原発の近くに存在するはずの海底断層について、被告の北電の調査結果では全く触れられていないことが述べられました。

また、今回の期日では、原告団の清水晶子さんと佐藤英

行さんが意見陳述を行いました。

生存への不安は
人間の尊厳を傷つける

当会の共同代表でもある清水さんは、泊原発を廃炉にしなければならぬ理由として、原発から出る高レベル廃棄物の処理技術は確立されていないこと、地震多発国である日本での原発の危険度は非常に高いこと、生存への不安は人間の尊厳を傷つけることなどを熱く語りました。

原発建設以降
「地元力」が殺がれた

泊近隣の岩内町住民の佐藤さんは、被告北電が地元漁師の反対運動を切り崩し泊原発が建設されたこと、それ以降岩内の漁獲高は激減し、「地元力」が殺がれたこと、泊村でのがん死亡率が非常に高いとされていることなどをリアルに語りました。(お二人の陳述の詳細は別頁で)

次回期日は、7月29日午後2時からです。北海道の美しい夏真っ盛りの時期、ぜひお知り合いも誘って参加しましょう！

(文責・林 千賀子)